

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 6月16(に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系コントロール建屋電気品室冷凍機(A)において、圧縮機油配管継手部より、冷媒(フロン)および潤滑油の漏えい(4L、非放射性)が認められたため、当該配管を点検、原因を調査。 なお、潤滑油の漏えいについては、消防署による現場確認で消防法に基づく危険物の漏えいではないと判断された。	G II	
2	1号機	換気空調系コントロール建屋電気品室送風機(A)給気処理装置において、給気処理装置架台から水(非放射性)の滲みが認められたため、当該装置を点検、原因を調査。	G III	
3	2号機	中央制御室内遠隔操作監視装置の「軽油タンクエリア」映像において、映像不良(ノイズの発生、映像が消える)が認められたため、当該監視装置を点検・修理。	G III	